

カードローンカード取引規定

熊本銀行

1. (カードの発行)

熊本銀行のカードローンカード（以下「カード」という。）は熊本銀行でのカードローン当座貸越契約に基づき、1口座につき1枚ご本人に対し発行します。

2. (カードの利用)

カードは、当該当座貸越専用口座について、次の場合に利用することができます。

ア. 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関（以下「提携先」という。）の現金自動支払機または現金自動預入支払機を使用して当座貸越の借入れをする場合。（以下、当座貸越の借入れを単に「払戻し」という。）

イ. 当行の現金自動支払機または現金自動預入支払機の未設置店の窓口で払戻す場合。

ウ. 当行の窓口で通帳を使用せず、当座貸越の返済をする場合。（以下、当座貸越の返済を単に「入金」という。）

エ. 当行の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含む。以下「振込機」という。）を使用して払戻し、その払戻金を振込資金として振込を依頼する場合。

オ. その他当行が定めた取引を行う場合。

3. (現金自動預入支払機による入金)

(1) 現金自動預入支払機を使用して入金するときは、現金自動預入支払機に現金を投入して操作してください。

(2) 現金自動預入支払機による入金は、現金自動預入支払機の機種により当行が定めた種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの入金は、当行が定めた枚数による金額の範囲内とします。

4. (現金自動支払機または現金自動預入支払機（以下これらを「支払機」という。）による払戻し)

(1) 支払機を使用して払戻すときは、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号（以下「暗証」という。）と金額を操作手順に従ってボタン等により操作してください。この場合、通帳および当座貸越請求書の提出は必要ありません。

(2) 支払機による払戻しは、支払機の種類により当行（提携先の支払機使用の場合は、その提携先）が定めた金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行（提携先の支払機使用の場合は、その提携先）が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行が定めた金額の範囲内とします。

(3) 当行および提携先の支払機により払戻す場合に、払戻金額と後記5.の支払機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

5.（支払機利用手数料）

- （１） 当行および提携先の支払機を使用して払戻す場合には、当行および提携先の所定の支払機利用に関する手数料（以下「支払機利用手数料」という。）をいただきます。
- （２） 前記（１）の支払機利用手数料は、払戻し時に通帳および当座貸越請求書なしで、当該当座貸越専用口座から自動的に引落します。なお、提携先の支払機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

6.（当行の支払機未設置店窓口での払戻し）

- （１） カードにより窓口で払戻すときは、当行所定の当座貸越請求書に氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- （２） 当行は、窓口営業時間内（午前９時から午後３時まで）に限り所定の方法で暗証を照合のうえ、カード持参の方に支払います。なお、１回あたりの払戻金額は、当行が定めた範囲内とします。

7.（カードによる当行窓口での入金）

カードにより窓口で入金をされるときは、当行所定の入金帳票に氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。

8.（振込機による振込）

- （１） 振込機を使用して払戻しのうえ振込を依頼をする場合には、振込機にカードを挿入し、届出の暗証、振込金額その他所定の事項を画面表示の操作手順に従ってボタン等により操作してください。この場合、通帳、当座貸越請求書および振込依頼書の提出は必要ありません。
- （２） 前記（１）の操作においては、振込機の画面に表示された振込依頼の内容等を確認のうえボタン等により確認操作をしてください。確認操作された後は、振込機による振込の訂正・組戻しはできません。訂正・組戻しが必要な場合には、窓口営業時間内に取扱店の窓口にご相談ください。
- （３） 振込機による振込は１円単位とし、１回あたりの振込は、当行が定めた金額の範囲内とします。
- （４） 窓口営業時間終了後および銀行休業日に振込機を使用した振込の依頼があったときは、その振込の手続は、翌営業日の窓口営業時間内に振込の依頼があったものと同様に取扱います。
- （５） 振込金額と後記９.の振込手数料金額および支払機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときには、その振込はできません。
- （６） 振込機の操作を完了したときは、すみやかに振込金額、振込手数料金額および支払機利用手数料金額を通帳または「ご利用控」の記載内容により確認し、取引内容または残高に疑義のあるときは直ちに取扱店の窓口に申し出てください。
- （７） 振込機による振込依頼をした後に、通信機器、回線またはコンピュータ等の障害その他のやむを得ない事由により振込金の入金不能または入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

9.（振込手数料）

- （１） 当行の振込機を使用して振込を依頼する場合には、当行所定の振込手数料をいただきます。
- （２） 前記（１）の振込手数料は、振込金額の引落し時に通帳および当座貸越請求書なしで当該当座貸越専用口座から自動的に引落します。

1 0. (支払機故障時の取扱い)

- (1) 停電、故障等により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより払戻すことができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (2) 前項による払戻しを受ける場合には、当行所定の当座貸越請求書に氏名、金額および届出の住所を記入のうえ、カードとともに提出してください。

1 1. (カードによる入金・払戻し・振込金額等の通帳記入)

カードにより入金した金額、払戻した金額（振込資金として払戻した金額を含む。以下同じ）、支払機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳を当行の支払機、振込機および通帳記帳機で使用されたときまたは当行本支店の窓口で提出されたときに行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払戻した金額と支払機利用手数料金額および振込手数料金額は合計額をもって通帳に記帳します。

1 2. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失ったとき、または氏名、暗証その他の届出事項に変更があったときは、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (3) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

1 3. (暗証番号等)

- (1) カードは、他人に使用されないよう保管してください。またカードを利用するときに必要な暗証は、あらかじめ届けいただいたものをご使用いただき、暗証を他人に知られないようにしてください。
- (2) 当行の支払機または振込機により、カードを確認し、支払機または振込機操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して払戻したうちは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機により払戻した場合の当行および提携先の責任についても同様とします。
- (3) 当行の窓口においてカードを確認し、暗証を照合のうえ、払戻した場合にも、前記（2）と同様とします。
- (4) 前記 1 0. の取扱で、当行の窓口においてカードを確認し、当座貸越請求書に使用された氏名、住所を届出の氏名、住所と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて払戻した場合にも前記（2）と同様とします。

1 4. (支払機・振込機の操作等)

当行の支払機・振込機の使用に際し、金額、口座番号等の誤操作により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の当行および提携先の責任についても同様とします。

15.（解約）

- （１）熊本銀行でのカードローン取引が解約または終了した場合は、直ちにカードを当店に返却してください。
- （２）カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおこわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

16.（譲渡、質入れ等の禁止）

カードは、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17.（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、カードローン取引規定により取扱います。

18.（規定の変更）

- （１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- （２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

<各種手数料等について>

本規定に定める各種手数料については、以下の当行ホームページをご確認ください。

- ・「5.（支払機利用手数料）」ならびに「12.（カードの紛失、届出事項の変更等）（3）」に定める手数料

<https://www.kumamotobank.co.jp/price/commissions/yokin/>

- ・「9.（振込手数料）」に定める手数料

<https://www.kumamotobank.co.jp/price/commissions/kawase/>

以 上

IC ローンカード特約

熊本銀行

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、ICローンカード（従来のローンカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、カードローンカード取引規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関してはカードローンカード取引規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはカードローンカード取引規定の定義に従います。

2. (ICチップ提供機能の利用範囲)

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能な現金自動預入支払機・振込機その他の端末（以下「ICローンカード対応ATM等」といいます。）を利用する場合に、提供されます。

3. (ICローンカードの利用)

カードローンカード取引規定第2条に定める払出提携先・預入提携先・振込提携先のうち、一部の払出提携先・預入提携先・振込提携先において、提携先の都合によりICローンカードの利用ができない現金自動支払機・振込機を設置している場合があります。この場合、当該現金自動預入支払機・振込機ではカードローンカード取引規定第2条の定めにかかわらず、ICローンカードは利用できません。

4. (一日あたりの払戻金額)

当行は、当行および払出提携先の現金自動預入支払機・振込機を利用した払戻しにおける一日あたりの限度額について、ICチップ提供機能を利用した払戻しである場合と、ICチップ提供機能を利用しない払戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

5. (ICローンカード対応ATM等の故障時の取り扱い)

ICローンカード対応ATM等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

6. (ICチップ読取不能時の取り扱い等)

- (1) ICチップの故障等によって、ICローンカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続きにしたがって、すみやかに当行にICローンカードの再発行を申し出てください。
- (2) ICチップ等の故障等によって、ICローンカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じて、当行は責任を負いません。

以 上

生体認証 IC ローンカード特約

熊本銀行

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、生体認証ICローンカードを利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、カードローンカード取引規定、ICローンカード特約の一部を構成するとともに、同規定、同特約と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めのない事項に関してはカードローンカード取引規定、ICローンカード特約が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、カードローンカード取引規定、ICローンカード特約の定義に従います。

2. (生体認証)

生体認証とは、銀行取引にかかる本人であることの確認手段のひとつとして、本人の手指の静脈パターンの情報（以下「手指静脈情報」といいます。）を用いる認証方式のことをいいます。

3. (生体認証対象口座)

生体認証ICキャッシュカードは、個人のお客さまのみ利用できます。

4. (認証用カード・手指静脈情報の登録・生体認証カード)

- (1) 個人のお客さまでカードローンカードのお申込があった場合、当行は、本人の手指静脈情報を登録可能なICチップを搭載したICローンカード（以下「認証用カード」といいます。）を当行所定の方法によりを交付します。
- (2) 認証用カードの交付を受けた後、当行所定の窓口にて、当行所定の方法により、認証用カードのICチップ内に手指静脈情報の登録を行ってください。（以下、ICチップ内に手指静脈情報の登録を行った認証用カードを「生体認証カード」といいます。）なお、登録の際、本人確認資料その他当行所定の書類を提出するものとします。
- (3) 登録された手指静脈情報の変更、削除及び確認を行う場合は、書面または受付機その他当行所定の方法によって当行に届出てください。当行は本人確認等、当行所定の手続きの終了後に変更、削除及び確認を行います。この場合、相当の期間をおき、保証人を求めることがあります。
- (4) ICチップ内に手指静脈情報の登録を行っていない認証用カードは、ICローンカードとしてののみご利用となります。

5. (生体認証情報・生体認証情報の照合)

- (1) 本人の手指静脈情報及び生体認証カードのICチップ内に登録された本人の手指の静脈パターンの情報（以下「手指静脈の登録情報」といいます。）を総称して、生体認証情報といいます。
- (2) 当行は、生体認証カードを使用し、当行所定の機器により、本人の手指静脈情報と、手指静脈の登録情報とを照合する（以下、「生体認証情報の照合」といいます。）ものとします。

6. (生体認証情報の照合の利用範囲)

- (1) 生体認証カードの生体認証情報の照合は、この照合が可能な当行所定の現金自動機預入支払機・振込機その他の端末（以下、「生体認証カード対応ATM等」といいます。）および当行所定の窓口にて、当行所定の取引に利用できます。
- (2) 当行所定の生体認証カード対応ATM等および窓口にて生体認証カードを利用される場合には、当行は、生体認証カードの暗証の入力による認証に加え、生体認証情報の照合を行い、その同一性を確認したうえで取扱いをいたします。
- (3) なお、カードローンカード取引規定第2条に定める払出提携先・預入提携先・カード振込提携先のうち、生体認証を当行と同一の方式としている先（以下、「同一方式先」といいます。）においても、生体認証カードの生体認証照合が可能な生体認証カード対応ATMが設置されている場合があり、この場合同一方式先の生体認証カード対応ATM等にて、同一方式先所定の取引に、生体認証カードの生体認証情報の照合が利用できます。
- (4) 当行所定の窓口において生体認証カードを確認し、生体認証情報の照合により、同一性を確認し、かつ払戻請求書、諸届その他の書類への記入、または端末に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認し、取扱いしましたうえは、生体認証カード及び生体認証情報または暗証につき偽造、変造、盗難、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
- (5) 生体認証カードを、当行および同一方式先の生体認証カード対応ATM等以外の現金自動機預入支払機・振込機その他の端末で利用する場合には、ICローンカードとしての利用となります。

7. (一日あたりの払戻金額)

- (1) 当行は、生体認証カードの生体認証情報の照合を利用した当行および同一方式先の生体認証カード対応ATM等での払戻しについて、一日あたりの限度額を定めるものとします。
- (2) 生体認証カードをICローンカードとして利用する場合の払戻しについての一日あたりの限度額は、ICローンカード特約に従うものとします。
- (3) 認証用カードでの払戻しについての一日あたりの限度額は、ICローンカード特約に従うものとします。

8. (障害時の取扱い)

生体認証情報の照合等を行う当行および同一方式先の機器に障害が生じた場合、手指静脈情報または手指静脈の登録情報を取得できないと当行および同一方式先が判断した場合、その他当行および同一方式先がやむをえないと認める相当の事由がある場合は、生体認証カードを利用した生体認証対象口座の払戻し等または解約の受付ができない場合があります。この場合、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は責任を負わないものとします。

9. (生体認証対応カードの再発行時の手続き)

- (1) 生体認証対応カードの喪失、汚損、破損等により新たな認証用カードの発行を受けた場合は、古い生体認証対応カードを取扱店に返却する（生体認証対応カードの喪失の場合を除きます。）とともに、すみやかに前記 4 により手指静脈情報の登録を行ってください。この登録が終了するまでの間は、新たな認証用カードについては、生体認証カードとして生体認証情報の照合を用いた取引はできません。
- (2) 新たな生体認証対応カードが使用された場合は、古い生体認証対応カードは失効するものとします。

10. (個人情報等)

- (1) 当行が、生体認証対応カードによるサービスを提供するにあたり本人確認を行うため、下記のことについて同意するものとします。
 - 1 当行が、認証用カードの IC チップ内に手指静脈情報を登録する場合、および IC チップ内に登録された手指静脈情報を変更する場合に、本人の手指静脈情報を上記登録に利用し、利用終了後ただちに廃棄すること。
 - 2 当行および同一方式先が定めた取引において、手指の静脈情報が登録された生体認証カードを使用して、当行および同一方式先の機器による本人確認がなされる場合、当行および同一方式先が、本人の生体認証情報を生体認証カードにより確認してこれを取引に利用すること。

11. (この特約の変更等)

- (1) この特約の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以 上

生体認証【顔認証】ローンカード特約

熊本銀行

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、カードローンカードを利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、カードローンカード取引規定、ICローンカード特約の一部を構成するとともに、同規定、同特約と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めのない事項に関してはカードローンカード取引規定、ICローンカード特約が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、カードローンカード取引規定、ICローンカード特約の定義に従います。

2. (生体認証【顔認証】)

生体認証（顔認証）とは、銀行取引にかかる本人であることの確認手段のひとつとして、本人の顔の撮影画像（以下「顔認証情報」といいます。）を用いる認証方式のことをいいます。

3. (生体認証【顔認証】対象口座)

生体認証（顔認証）は、個人のお客さまのみ利用できます。

4. (生体認証【顔認証】情報・生体認証【顔認証】情報の照合)

- (1) 本人の顔認証情報、運転免許証等の券面画像およびマイナンバーカード等のICチップ情報を総称して生体認証（顔認証）情報といいます。
- (2) 生体認証（顔認証）による取引を行う場合、取引の都度、本人の顔認証情報と運転免許証等の券面画像またはマイナンバーカード等のICチップ情報を照合するものとします。

5. (生体認証【顔認証】情報の照合の利用範囲)

- (1) カードローンカードの生体認証（顔認証）情報の照合は、この照合が可能な当行所定の現金自動機預入支払機・振込機にて、行います。
- (2) 当行所定の現金自動機預入支払機・振込機にて生体認証（顔認証）を利用される場合には、当行は、カードローンカードの暗証の入力による認証に加え、生体認証（顔認証）情報の照合を行い、その同一性を確認したうえで取扱いをいたします。

6. (一日あたりの払戻金額)

当行は、カードローンカードの生体認証（顔認証）情報の照合を利用した当行所定の現金自動機預入支払機・振込機での払戻しについて、一日あたりの限度額を定めるものとします。

7. (障害時の取扱い)

生体認証（顔認証）情報の照合等を行う当行所定の機器に障害が生じた場合、生体認証（顔認証）情報を取得できないと当行が判断した場合、その他当行がやむをえないと認める相当の事由がある場合は、カードローンカードを利用した生体認証対象口座の払戻し等ができない場合があります。この場合、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は責任を負わないものとします。

8. (個人情報等)

当行が、カードローンカードの生体認証（顔認証）によるサービスを提供するにあたり本人確認のため、本人の顔認証情報と運転免許証等の券面画像またはマイナンバーカード等のICチップ情報の提供を受けます。本人は、当行がこれらを取得して本人確認のために利用することについて同意するものとします。

<一日あたりの限度額について>

「6.（一日あたりの払戻金額）」に定めるカードローンカードの「一日あたりの限度額」については、下記当行ホームページをご確認ください。

<https://www.kumamotobank.co.jp/personal/service/atm/gendo/>

以 上

（2023年12月18日現在）